

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第53号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）東九条西山王町地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の敷地に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称(適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
東九条西山王町地区	容積率の最低限度	10分の10（建築物が建築基準法（以下「法」という。）第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）
	建ぺい率の最高限度	10分の8（角敷地等内にある建築物にあつては、10分の9）。ただし、法第53条第5項各号（第1号にあつては、同条第6項の規定により適用される場合を含む。）のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
	建築物の建築面積の最低限度	100平方メートル（建築物が法第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）

この条例は、平成29年3月30日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「最高限度」の右に「又は最低限度」を加え、同条第4号中「敷地面積」の右に「又は建築面積」を加える。

別表第1九条西洞院地区の項の次に次の1項を加える。

東九条西山王町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）東九条西山王町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------	--

別表第2九条西洞院地区の項の次に次の1項を加える。

東九条西山王町地区	容積率の最低限度	10分の10（建築物が法第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）
	建ぺい率の最高限度	10分の8（角敷地等内にある建築物にあつては、10分の9）。ただし、法第53条第5項各号（第1号にあつては、同条第6項の規定により適用される場合を含む。）のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
	建築物の建築面積の最低限度	100平方メートル（建築物が法第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)